

分類コード	X-1-1-1-05
保存期間	3年(令和6年12月31日まで)

秋 本 サ 第 6 1 号
令 和 3 年 4 月 2 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領の制定について
(通達)

この度、警察職員のサイバー犯罪対処能力向上を図るため、みだしの運用要領を別添のとおり制定したので、効果的な運用に努められたい。

別添

秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領

1 趣旨

この要領は、学術機関及び民間事業者等の専門的知見を活用し、警察職員のサイバー犯罪対処能力の向上を図るため、秋田県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 任務

アドバイザーの任務は、以下のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する警察職員への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) その他警察本部長の特命事項

3 委嘱

(1) 要件

警察本部長は、次の要件を満たしている者について、アドバイザーに委嘱するものとする。

ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識、技能を有する者

イ アドバイザーとしての活動を遂行し得るに足る体力、人格及び教養を有し、かつ、当該活動に熱意がある者

(2) 委嘱状の交付

警察本部長は、アドバイザーを委嘱する場合は、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。

4 任期

アドバイザーの任期は、委嘱時から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

5 解嘱

警察本部長は、アドバイザーに委嘱した者が、アドバイザーたるにふさわしくない行為があった場合や解嘱することが適当と認められた場合には、その任期中にかかわらず解嘱することができる。

6 運用要領

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、専門的な知識、技術に関する助言や講演等を受ける必要があると認めるときは、アドバイザーに対して、その助言や講演等を依頼するものとする。

7 事務

アドバイザーに関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。

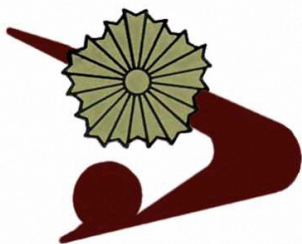
委 嘱 状

〇〇 〇〇 殿

あなたに「秋田県警察
サイバー犯罪対策テクニカル
アドバイザー」を委嘱します

委嘱期間

年 月 日から
年 月 日まで



年 月 日
秋田県警察本部長

警視長 〇〇 〇〇